

香美町農業委員会総会(第3回)議事録

1 開催日時 令和3年6月24日(木) 9:30~11:00

2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	米田	和弘
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	11番	山本	太一
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一

4 欠席農業委員(1人)

4番 西村 功

5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	6番	田中	晃
	7番	田野	豊博
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

副代表 8番 東垣 泰彦

7 議事日程

第1 会期の決定 6月24日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)無線基地局の事業計画について

第4 議案第8号 非農地証明願承認について

第5 議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は6番「文堂福一委員」と7番「米田和弘委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、6番「文堂福一委員」と7番「米田和弘委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございせんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、報告事項2番として、無線基地局の事業計画を3件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております、県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっております、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっておりますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありせんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第8号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから41ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第8号 番号1番の非農地証明願について、6月22日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と私が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号の宿口交差点を西側に入り橋を渡って200mほどいくと宿の公民館があります。その手前の三差路を南側へ100mほどいったところ右手にあります。 申請内容は、願出人のご息が宿で家を建てて帰ってこられるという話になりまして、地目変更登記のための願出です。

	<p>議 長 「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>12番</p>	<p>議 長 次に議案第8号 番号2番の非農地証明願について、6月22日に現地調査委員であります「前田精一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「米田和弘委員」と「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、香住区の奥佐津地区にあたりまして、高規格道路の佐津ICをおりまして左へ約300mのところにJAたじま佐津店がありまして、そこを左にいけますと隼人集落があります。そこから400mほど三川方面に進んだ道沿いの左手にあります。隣接地は、左手に農業ハウス、奥手に養鶏場、右手に梨畑跡地がございます。</p> <p>申請内容は、願出人は不在地主であり、20年以上耕作をしていないので登記上の整理がしたいとのことから地目変更登記のための願出です。</p> <p>議 長 「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
	<p>議 長 次に議案第8号 番号3番の非農地証明願について、6月22日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と私が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>10番 申請地は、村岡病院の駐車場のはずれのところに墓地がありまして、そこから里道があり、その里道をあがったところにあります。</p> <p>申請内容ですが、現地は現況写真のとおり雑木、竹が生い茂っており山林となっています。地目変更登記のための願出です。</p> <p>議 長 「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>

議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p> <hr/> <p>議 長 次に議案第8号 番号4番の非農地証明願について、6月22日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>8番 申請地は、国道482号から貫田集落方面に400mほど入るとT字路があります。それを右折して吉滝方面に約3.1kmのぼり300mほど南下すると吉滝に行く方と現地に行く方の三差路があります。そこを左側に400mほど進んだ右側にあります。 申請地は、現況写真のとおり耕作放棄されて、雑木とススキの大株などが生い茂る原野でした。 申請内容は、不在地主が土地整理をするため地目変更登記のための願出です。</p> <p>議 長 「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p> <hr/> <p>議 長 次に議案第8号 番号5番と番号6番の非農地証明願について、6月22日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と私が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>10番 申請地は、国道9号沿いにある高井子育て子育て支援センターの国道を挟んだ前の方にあります。現地は、現況写真のように住宅が建ってありました。また、もう一方の申請地は戦前から住宅が建っており現在は取り壊され更地となっています。地目変更登記のための願出です。</p> <p>議 長 「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、案件ごとに採決を取ります。はじめに番号5番は願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>

	<p>議 長 次に番号6番について採決を取ります。番号6番は願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>10番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第8号 番号7番の非農地証明願について、6月22日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と私が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、国道9号から粗岡集落方面へ4～5km入りますと全但バスの粗岡下バス停があります。そのバス停の道の反対側が申請地になります。 現地は、現況写真のように資材置場兼駐車場になっておりました。この度、この土地を粗岡区が取得するにあたり地目変更登記のための願出です。</p> <p>「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号7番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>12番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第8号 番号8番の非農地証明願について、6月22日に現地調査委員であります「前田精一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「米田和弘委員」と「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、高規格道路の佐津ICをおりまして、国道178号を豊岡方面に400mほど進んだ道路右手にあります。申請地の隣接地は、周りは全て山林化されており申請地のちょっと上の方は太陽光のパネルがございします。 申請内容ですが、昭和末期から耕作されておらず原野化しておりまして地目変更登記のための願出です。</p> <p>「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第8号 番号8番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>

議 長	日程第5 議案第9号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①42ページから63ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第9号 番号1番の申請について、6月22日に担当委員であります「前田精一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「橋本幸長委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
13番	<p>申請地ですが、まず字野田と字フトウは道の駅あまるべから800mぐらい浜坂方面に進んだところに、妙見水という清水が湧いて出るところがありますが、そのあたりです。先月の総会において農業用倉庫の届出がありました。その北側にあります。そこが字野田になり、その北側が字フトウになります。</p> <p>次に、字宮ノ内ですが、御崎にあがる場所の信号機がありますが、そのところの手前、道の駅の第2駐車場と看板屋さんとの間にあります。</p> <p>次に、字梶原下モですが、道の駅から150mほど南にいきたところにギャラリーがありますが、その裏側にあります。</p> <p>次に、字栗谷ですが、ほ場整備の記念碑が建っているところから谷をあがって市午の神社の300mぐらい上の方にあります。</p> <p>最後に、字中津ですが高規格道路の余部ICのおりぐちのこの川側にあります。</p> <p>現地ですが、字中津は、柿の木、ミカン、ジャガイモが栽培されています。字梶原下モは、水稲が栽培されています。字宮ノ内は、ジャガイモが植わっています。字フトウは、自己保全がされています。字野田は、去年は水稲が栽培されていましたが今年は自己保全となっています。</p> <p>申請内容は、譲渡人は不在地主で今までから譲受人に管理をお願いしていましたが、この度、譲受人に譲渡したいとのことから譲受人がその要望に応じられたもので所有権移転登記のための申請です。</p>
議 長	<p>「橋本幸長委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第9号 番号2番の申請について、6月22日に現地調査委員であります「前田精一委員」と「井村壽之委員」、担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	<p>申請地は、大谷と三谷の2か所に分かれおります。まず、大谷の方ですが県道4号線の大谷橋北詰の信号機から車へ約200m走りますと大谷地区の入り口になります。そこに申請地はあります。申請地は良好に管理された畑地となっていました。その畑地から堤防沿いに南へ約20m進んだところにもう一か所の申請地がありました。現地には梅の木が植わっていました。</p> <p>次に三谷の方ですが、矢田川温泉の南、矢田川交流センターの広場から東へ50m進んだところにあります。現地は水稲が栽培されていました。</p> <p>申請内容ですが、譲受人の経営規模拡大の要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。</p>

議 長	「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第9号 番号3番の申請について、6月22日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と私が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、ハチ北スキー場野間ゲレンデの駐車場から但馬高原植物園方面へ約1.5km進んだ左手にあります。現地は、水稻が栽培されていました。申請内容ですが、譲渡人の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟